

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の可決・成立

Issue 178, June 15, 2021

In brief

産業競争力強化法の改正を含む、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が、2021年6月9日に可決・成立しました。

In detail

改正後の産業競争力強化法に規定する事業適応計画の認定を受けた事業者（認定事業適応事業者）が、認定事業適応計画に従って設備投資等を行った場合は、カーボンニュートラル投資促進税制（エネルギー利用環境負荷事業適応の認定）、DX投資促進税制（情報技術事業適応の認定）、繰越欠損金の控除上限の特例（成長発展事業適応の認定）の適用を受けることができます。

改正後の中小企業経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者（特定事業者等）が、株式譲渡によるM&Aを実施し、中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てた場合は、中小企業経営資源集約化（M&A）税制（M&A後のリスクに備える準備金・設備投資・雇用確保の促進）の適用を受けることができます。

上記の税制措置は、改正後の産業競争力強化法または中小企業経営強化法の政令に定められた施行日以後に、認定を受けた計画に係る設備投資等に適用されます。また、上記の計画認定の要件の詳細等は、政省令にて明らかにされる見込みです（パブリック・コメントが実施される場合は、手続完了後に公布されません）。

産業競争力強化法の事業適応認定に係る、2021年度（令和3年度）税制改正による措置につきましては、下記のニュースレターをご参照ください。

「新たな日常に向けた事業適応と政策税制」

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-jtu/taxnews-issue171-2.html>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
高野 公人

パートナー
鬼頭 朱実

パートナー
佐々木浩

ディレクター
荒井 優美子

シニアマネージャー
朝倉 雅彦

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.